

第 6 9 0 号
平成23年10月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市一般職の任期付職員等の採用に関する条例	14	2
・天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15	5
・天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	16	5
・天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	17	5
・天理市手数料条例の一部を改正する条例	18	9
・天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	19	9
・天理市立集会所条例の一部を改正する条例	20	10
規 則	番号	頁数
・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則	13	10
・天理市会計規則の一部を改正する規則	14	11
・天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	15	12
・天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則	16	14
・大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則	17	14
訓 令	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	10	16
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	294	16
・放置自転車等の保管について	295	16
・放置自転車等の保管について	296	17

・放置自転車等の保管について	297	17
・放置自転車等の保管について	298	18
・放置自転車等の保管について	299	18
・放置自転車等の保管について	300	18
・放置自転車等の保管について	301	19
・放置自転車等の保管について	302	19
・放置自転車等の保管について	303	20
・放置自転車等の保管について	304	20
・放置自転車等の保管について	305	20
・放置自転車等の保管について	306	21
・放置自転車等の保管について	307	21
・放置自転車等の保管について	308	21
・平成23年度天理市一般会計補正予算（第2号）外3会計補正予算の要領について	309	22
・放置自転車等の保管について	310	26
・放置自転車等の保管について	311	27
・放置自転車等の保管について	312	27
・放置自転車等の保管について	313	27
・放置自転車等の保管について	314	28
・放置自転車等の保管について	315	28
・放置自転車等の保管について	316	29
・放置自転車等の保管について	317	29
・公示送達について	318	29
・放置自転車等の保管について	319	30
・放置自転車等の保管について	320	30
・放置自転車等の保管について	321	31
・放置自転車等の保管について	322	31
公 告	番号	頁数
・農用地利用集積計画について	37	31
・天理農業振興地域整備計画書の変更について	38	32
・天理市特定間伐等促進計画の変更について	39	32
・市営住宅の入居者の公募について	40	32

教育委員会	番号	頁数
・臨時教育委員会の招集について	13	34
・定例教育委員会の招集について	14	34
・スポーツ振興法の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則	4	34
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	11	35

選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市議会議員選挙の候補者に係る寄付及びその他の収入並びに支出に関する報告について	56	35
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について	4	35
・一般競争入札について	5	38

条 例

(平成23年9月30日掲示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第14号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を現に在職する職員のうちから確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。
(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認
- (2) 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)第15条の規定による介護休暇の承認
(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号の業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合
(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	251,000円
2	279,000円
3	314,000円
4	358,000円
5	409,000円
6	477,000円
7	559,000円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外)

第 8 条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(1) 天理市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和44年 3 月天理市条例第 4 号。以下「給与条例」という。)第 3 条から第 6 条の 2 まで、第 9 条、第10条、第10条の 3、第13条から第15条まで、第18条及び第21条の規定

(2) 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年12月天理市条例第35号。以下「上下水道局職員給与条例」という。)第 3 条から第 6 条まで、第 6 条の 3、第 9 条から第11条まで及び第14条の規定

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第18条の 2 及び第20条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成23年 9 月天理市条例第14号) 第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の 2 第 1 項中「前条第 1 項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第 2 項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する上下水道局職員給与条例第 2 条第 3 項の規定の適用については、「管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは、「地域手当、通勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、退職手当及び天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成23年 9 月天理市条例第14号) 第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」とする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

(天理市職員定数条例の一部改正)

2 天理市職員定数条例 (昭和31年 4 月天理市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「 (一定の期間を定めて雇用されるものを除く。) 」を削る。

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年 3 月天理市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第18条第 1 項」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成23年 9 月天理市条例14号) 第 4 条」を加える。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 天理市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和44年 3 月天理市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「規定する短時間勤務職員」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成23年 9 月天理市条例第14号) 第 4 条の規定により採用された職員」を加える。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例 (昭和38年 3 月天理市条例第12号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第18条第 1 項」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成23年 9 月天理市条例第14号) 第 4 条」を加える。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年12月天理市条例

第35号)の一部を次のように改正する。

第19条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第18条第1項」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)第4条」を加える。

(平成23年9月30日揭示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第15号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第31号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成23年9月30日揭示済)

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第16号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成元年3月天理市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表夜間看護手当の項中「6,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた業務について適用し、同日前に行われた業務については、なお従前の例による。

(平成23年9月30日揭示済)

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第17号

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の6を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税

義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第34条の7中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第54条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第141条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改め、同条第8項中「第7条第9項」を「第7条第8項」に改め、同条第9項中「第7条第10項」を「第7条第9項」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第36条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

(天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年9月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項、第13項及び第18項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成22年3月天理市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 1条中第26条第1項の改正規定、第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、第100条の次に1条を加える改正規定、第105条の次に1条を加える改正規定、第107条第1項及び第133条第1項の改正規定並びに第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(3) 第1条中附則第10条の2第5項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日(平成23年10月20日)

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第34条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の天理市税賦課徴収条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、附則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する

法律（昭和23年法律第83号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成23年9月30日揭示済）

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第18号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

26	地籍調査の成果の写し等交付手数料	国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項に規定する地籍調査の成果の写しの交付又は証明	ア 座標値一覧表 1筆につき300円 イ 地籍図根点一覧表 1枚につき300円 ウ 地籍図 1枚につき300円 エ 集成図（日本工業規格A列3番の大きさ（以下「A3判」という。）以下のとき）1枚につき300円 オ 集成図（A3判を超えるとき）1枚につき500円 カ 地籍調査の成果に関する証明 1件につき300円
----	------------------	--	--

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（平成23年9月30日揭示済）

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第19号

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「第1項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

（平成23年9月30日揭示済）

天理市立集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第20号

天理市立集会所条例の一部を改正する条例

天理市立集会所条例（昭和61年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
天理市立勾田集会所	天理市勾田町1 0 9番地 1

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

規 則

（平成23年9月30日揭示済）

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第13号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用の公正の確保）

第2条 任命権者は、条例第2条の規定に基づき、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

（特定任期付職員の号給の決定）

第3条 特定任期付職員（条例第6条に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）に適用する条例第7条第1項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次に定めるとおりとする。

（1） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

(特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第7条第3項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項の規定により特定任期付職員の号給が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)第20条第1項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の給料月額決定等の特例)

第6条 新たに一般任期付職員(条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和55年3月天理市規則第11号。以下「初任給規則」という。)別表第2に定める級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相

当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則別表第6に定める初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、現に在職する他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

2 給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「短時間勤務職員」の次に「又は天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)第4条の規定により採用された職員」を加える。

(平成23年9月30日掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第14号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市長公室人事課	課長	市長公室人事課	(現)人事厚生係長 及び係員
---------	----	---------	-------------------

」

を

「

市長公室人事課	課長	市長公室人事課	(現)人事厚生係長 及び係員
市長公室企画課	課長	市長公室企画課	(現)企画係長及び 係員

」

に改める。

別表第2中

「

人事課長	所管に係る徴収金の収納	(現)人事厚生係長 及び係員
------	-------------	-------------------

」

を

「

人事課長	所管に係る徴収金の収納	(現)人事厚生係長 及び係員
企画課長	所管に係る手数料の収納	(現)企画係長及び 係員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年9月30日掲示済)

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第15号

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市保育の実施に関する条例施行規則(平成10年3月天理市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表（第5条関係）

保育所徴収金基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層	非課税世帯	4,300	2,900
C ₁	を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	12,000	10,000
C ₂		所得割の額のある世帯	16,100	13,800
D ₁	A階層を除き、前	9,000円未満	20,700	17,800
D ₂	年分の所得税課税世帯であってその	9,000円以上 25,000円未満	25,500	22,600
D ₃	所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	25,000円以上 40,000円未満	29,800	25,900
D ₄		40,000円以上 70,000円未満	34,200	
D ₅		70,000円以上 103,000円未満	40,400	
D ₆		103,000円以上 413,000円未満	48,000	
D ₇		413,000円以上 734,000円未満	58,400	
D ₈		734,000円以上	59,400	

別表備考第1項中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7」に、「並びに」を「及び」に改め、同表備考第2項中「D1階層からD7階層まで」を「D1階層からD8階層まで」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第1項及び第2項第1号から3号まで(第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

別表備考第5項中「B階層からD7階層まで」を「B階層からD8階層まで」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表備考第1項並びに同表備考第2項第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成23年9月30日揭示済)

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第16号

天理市学童保育条例施行規則の一部を改正する規則

天理市学童保育条例施行規則(平成15年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「氏名」を「氏名 印」に、「父子家庭の世帯のため：戸籍謄本及び住民票謄本」を「父子家庭の世帯のため：児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当証書がないときは、戸籍謄本及び住民票謄本)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年9月30日揭示済)

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第17号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則(平成18年10月天理市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「取り消す」を「取り消し、保留地売却決定取消通知書(様式第8号)により通知する」に改める。

第37条第3項中「(様式第8号)」を「(様式第9号)」に改め、同条第4項中「(様式第9号)」を「(様式第10号)」に改める。

第39条第1項中「(様式第10号)」を「(様式第11号)」に改める。

第44条中「(様式第11号)」を「(様式第12号)」に改める。

様式第11号を様式第12号とし、様式第8号から様式第10号までを1様式ずつ繰り下げ、様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号（第33条関係）

保留地売却決定取消通知書

天 第 号
年 月 日

様

大和都市計画事業

山の辺第一工区土地区画整理事業

施行者 天理市

代表者 天理市長 回

年 月 日付け天 第 号で通知しました保留地の売却決定を次のとおり取り消しましたので、大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則第33条の規定により通知します。

処 分 価 格		円
土地の表示	街区番号及び保留地番号	街区 号
	地 積	平方メートル
取 消 年 月 日	年 月 日	
取 消 理 由		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

(平成23年9月30日揭示済)

天理市訓令甲第10号

天理市臨時職員等取扱要綱(平成4年6月天理市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

第17条の見出し及び同条第5項中「賃金」を「賃金等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 市長は、市立病院に勤務する日々雇用職員のうち、その業務内容を考慮し、特に必要があると認めるときは、通勤手当、夜間勤務手当及び夜間看護手当を定数内職員の例により支給することができる。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

(平成23年9月6日揭示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月6日から平成23年11月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年9月6日揭示済)

天理市告示第295号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月6日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町538番地10先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月6日から平成23年11月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月7日揭示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月7日から平成23年11月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月8日揭示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年9月8日から平成23年11月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年9月9日揭示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年9月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年9月9日から平成23年11月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年9月12日揭示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年9月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年9月12日から平成23年11月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年9月13日揭示済)

天理市告示第300号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月13日から平成23年11月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月14日揭示済)

天理市告示第301号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月14日から平成23年11月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月14日揭示済)

天理市告示第302号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月14日から平成23年11月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年9月15日揭示済)

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月15日から平成23年11月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月15日揭示済)

天理市告示第304号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月15日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町188番地3先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月15日から平成23年11月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月16日揭示済)

天理市告示第305号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成23年9月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月16日から平成23年11月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年9月20日揭示済）

天理市告示第306号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月20日から平成23年11月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年9月21日揭示済）

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月21日から平成23年11月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

(平成23年9月22日揭示済)

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月22日から平成23年11月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月26日揭示済)

天理市告示第309号

平成23年9月21日付で議決のあった平成23年度天理市一般会計補正予算(第2号)、平成23年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、平成23年度天理市介護保険特別会計補正予算(第1号)及び平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

平成23年9月26日

天理市長 南 佳 策

平成23年度天理市一般会計補正予算(第2号)

平成23年度天理市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,805,394千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫文出金		3,130,942	△1,877	3,129,065
	2 国庫補助金	359,965	△1,877	358,088
15 県文出金		1,445,207	7,711	1,452,918
	2 県補助金	627,602	7,711	635,313
18 繰入金		680,300	1,318	681,618
	1 基金繰入金	680,300	△101,346	578,954
	2 特別会計繰入金	0	102,664	102,664
20 諸収入		321,349	8,826	330,175
	4 受託事業収入	165,118	5,926	171,044

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 繰入	141,649	2,900	144,549
歳入合計		23,789,416	16,978	23,806,394

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		346,476	△320	346,156
	1 議会費	346,476	△320	346,156
2 総務費		2,647,731	△54,951	2,592,780
	1 総務管理費	2,034,416	△21,456	2,012,959
	2 徴収費	347,995	△43,179	304,816
	3 戸籍住民基本台帳費	136,724	3,789	140,513
	4 選挙費	94,328	△434	93,894
	5 統計調査費	7,666	△5	7,661
	6 監査委員費	26,603	6,334	32,937
3 民生費		9,164,671	10,224	9,174,895

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	3,937,172	46,731	3,983,903
	2 児童福祉費	4,102,667	△28,894	4,073,773
	3 生活保護費	1,114,281	△7,613	1,106,668
4 衛生費		1,551,385	8,350	1,559,735
	1 保健衛生費	550,036	△4,582	545,454
	2 清掃費	1,001,349	12,932	1,014,281
6 農林費		263,396	△2,200	261,196
	1 農家費	244,083	△2,444	241,639
	2 林業費	19,313	244	19,557
7 商工費		154,980	13,942	168,922
	1 商工費	154,980	13,942	168,922

8 土木費		3,605,801	44,032	3,649,833
	1 土木管理費	81,314	83,913	165,227
	2 道路橋りょう費	626,429	△76,996	549,434
	3 河川費	83,195	7	83,202
	4 都市計画費	2,716,552	23,314	2,739,866
	5 住宅費	98,311	13,793	112,104
9 消防費		861,727	1,902	863,629
	1 消防費	861,727	1,902	863,629
10 教育費		2,744,970	4,508	2,749,478
	1 教育総務費	407,168	26,492	433,660
	2 小学校費	674,324	△105	674,219
	3 中学校費	238,816	446	239,260

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	4 幼稚園費	602,412	△7,981	594,431
	5 社会教育費	634,972	△4,383	630,689
	6 保体体育費	187,279	△10,060	177,219
11 災害復旧費		31,784	△9,509	22,275
	1 公共土木施設災害復旧費	19,612	△9,566	10,046
	2 農林業施設災害復旧費	12,172	57	12,229
繰 出 合 計		23,789,416	15,978	23,805,394

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額 千円
小学校給食調理業務委託事業	平成23年度から平成24年度まで	13,800

平成23年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,750,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費交付金		223,802	36,521	260,323
	1 療養給付費交付金	223,802	36,521	260,323
10 繰越金		176,319	34,751	211,070
	1 繰越金	176,319	34,751	211,070
歳入合計		6,679,000	71,272	6,750,272

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		154,024	△8,079	155,945
	1 総務管理費	141,217	△8,079	133,138
3 後期高齢者支援金等		813,080	10,718	823,798
	1 後期高齢者支援金等	813,080	10,718	823,798
4 前期高齢者納付金等		1,742	721	2,463
	1 前期高齢者納付金等	1,742	721	2,463
5 老人保健拠出金		2,146	△2,017	129
	1 老人保健拠出金	2,146	△2,017	129
6 介護納付金		346,278	△15,253	331,025
	1 介護納付金	346,278	△15,253	331,025

11 諸支出金		6,961	85,182	92,143
	1 償還金及び還付加算金	6,601	85,182	91,783
歳出合計		6,679,000	71,272	6,750,272

平成23年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成23年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,224,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		1	142,997	142,998
	1 繰越金	1	142,997	142,998
歳入合計		4,082,000	142,997	4,224,997

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		209	12,282	12,491
	1 基金積立金	209	12,282	12,491
6 雑支出金		784	130,715	131,499
	1 償還金及び運付加算金	784	28,051	28,835
	2 雑支出金	0	102,664	102,664
歳 出 合 計		4,082,000	142,997	4,224,997

平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ791,556千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 雑入金		207,298	12,056	219,354
	1 他会計雑入金	128,608	12,056	138,564
歳 入 合 計		779,500	12,056	791,556

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		776,143	12,056	788,199
	1 土地区画整理事業費	776,143	12,056	788,199
歳 出 合 計		779,500	12,056	791,556

（平成23年9月26日揭示済）

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月26日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月26日から平成23年11月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月27日揭示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月27日から平成23年11月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月27日揭示済)

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月27日
 - 3 移動対象区域
天理市南六条町元六条方516番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月27日から平成23年11月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月28日揭示済)

天理市告示第313号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月28日から平成23年11月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月29日揭示済)

天理市告示第314号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月29日から平成23年11月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月30日揭示済)

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成23年9月30日から平成23年11月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年9月30日揭示済)

天理市告示第316号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年9月30日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成23年9月30日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年9月30日から平成24年3月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210

天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成23年10月3日揭示済)

天理市告示第317号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月3日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年10月3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年10月3日から平成23年12月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年10月3日揭示済)

天理市告示第318号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年10月3日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成23年10月4日揭示済）

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月4日から平成23年12月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月5日揭示済）

天理市告示第320号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月5日から平成23年12月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年10月5日揭示済)

天理市告示第321号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月5日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町728番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月5日から平成23年12月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年10月5日揭示済)

天理市告示第322号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月5日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町648番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月5日から平成23年12月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成23年9月15日揭示済)

天理市公告第37号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年9月15日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成23年9月21日揭示済)

天理市公告第38号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成23年10月23日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成23年10月23日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成23年9月21日

天理市長 南 佳 策

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間
 自 平成23年9月21日（公告年月日）
 至 平成23年10月23日（公告年月日の翌日から起算して32日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所
 天理市役所環境経済部農林課
 天理市川原城町605番地

(平成23年9月21日揭示済)

天理市公告第39号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年5月16日法律第32号）第4条の規定に基づき定めた天理市特定間伐等促進計画について、同法第4条8項の規定により変更したので、同法第4条7項の規定に基づきこれを公表し、縦覧に供する。

平成23年9月21日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の天理市特定間伐等促進計画の写しの縦覧場所
 天理市役所環境経済部農林課
 天理市川原城町605番地

(平成23年10月3日揭示済)

天理市公告第40号

市営住宅（空家）の入居者を、天理市営住宅条例第4条の規定に基づき、下記のとおり公募する。

平成23年10月3日

天理市長 南 佳 策

記

1. 入居募集住宅概要

住 宅 名		櫛本西部市営住宅				
住 宅 所 在 地		櫛本町1751				
号 数	建設年度	構造	間取り	面積 (㎡)	家 賃	
8号 (単身者可)	昭和40年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	8,400円	9,800円
					11,200円	12,600円
					13,800円	13,800円
34号 (単身者可)	昭和42年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	8,600円	9,900円
					11,400円	12,800円
					13,700円	13,700円
40号 (単身者可)	昭和42年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	8,600円	9,900円
					11,400円	12,800円
					13,700円	13,700円
41号 (単身者可)	昭和42年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	8,600円	9,900円
					11,400円	12,800円
					13,700円	13,700円

82号 (単身者可)	昭和 44年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	9,000円 11,800円 15,100円	10,300円 13,400円 15,100円
85号 (単身者可)	昭和 44年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	9,000円 11,800円 15,100円	10,300円 13,400円 15,100円
87号 (単身者可)	昭和 44年	簡易耐火 2階建	2DK	39.3	9,000円 11,800円 15,100円	10,300円 13,400円 15,100円

住 宅 名		石上市営住宅				
住 宅 所 在 地		櫛本町356-2				
号 数	建設 年度	構 造	間取り	面積 (㎡)	家 賃	
121号 (単身者可)	昭和 57年	簡易耐火 2階建	3K	64.92	18,600円 24,600円 31,700円	21,500円 27,700円 36,600円
123号 (単身者可)	昭和 57年	簡易耐火 2階建	3K	64.92	18,600円 24,600円 31,700円	21,500円 27,700円 36,600円

住 宅 名		嘉幡市営住宅				
住 宅 所 在 地		嘉幡町524-2				
号 数	建設 年度	構 造	間取り	面積 (㎡)	家 賃	
102号 (単身者可)	昭和 55年	簡易耐火 2階建	3K	63.14	17,800円 23,500円 30,300円	20,600円 26,500円 35,000円

住 宅 名		嘉幡団地				
住 宅 所 在 地		嘉幡町531				
号 数	建設 年度	構 造	間取り	面積 (㎡)	家 賃	
17号 (単身者可)	平成 18年	耐火	4DK	75.99	29,600円 39,100円 50,400円	34,200円 44,100円 58,100円

2. 申込資格

次の(1)～(5)のすべての条件に該当する人が申込みをすることができます。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻(内縁)関係にある人、又は指定した入居日から3ヶ月以内に結婚する予定の人を含む。)がある人

単身者、兄弟や姉妹のみ(両親死亡の場合を除く。)の申込み、夫婦の片方だけと子どもとが同居する等不自然に世帯を分離したり合併する申込みはできません。

ただし、次の～のいずれかに該当する場合に限り、単身での申込みができます。(常時介護を必要とする人は、単身での申込みはできません。)

申込日時点の満年齢が60歳以上の人(ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた方については、申込みができます。)

身体障害者手帳の交付を受けている人(障害程度1級から4級まで)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(障害程度1級から3級まで)又は同程度の障害を有すると認められる人

療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障害を有する人
戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が恩給法の特別項症から 第6項症まで又は第1款症であること）

厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
生活保護を受けている人
海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
ハンセン病療養所入所者
DV被害者

(2) 天理市内に住んでいるか、勤務している人。

（住民登録、又は外国人登録をしている人。）

(3) 現在、住宅に困っている人。（持ち家のある人は、申込みができません。）

(4) 公営住宅法に定められた収入基準（基準月収額が15万8千円）以下である人。（裁量世帯は、基準月収額が21万4千円以下であれば申込むことができます。）

(5) 入居予定者及び同居予定者が暴力団員でないこと。

3. 日程

受付期間 10月3日～10月18日（土・日曜日を除く）の午前8時30分～午後5時の間に市役所3階住宅課へ（郵送可、10月18日午後5時必着）

公開抽選日 10月21日（金）午後1時（公開抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選出し、入居資格審査・実態調査を行い、入居手続きを経て、入居決定します。）

入居予定日 12月1日（木）

教育委員会

（平成23年9月26日揭示済）

天教告示第13号

平成23年10月5日午前9時30分から10月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年9月26日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

（平成23年9月26日揭示済）

天教告示第14号

平成23年10月5日午後1時00分から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年9月26日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

（平成23年10月5日揭示済）

スポーツ振興法の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成23年10月5日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

天理市教育委員会規則第4号

スポーツ振興法の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正）

第1条 天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条社会体育係の項第3号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

（教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

第2条 教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年10月天理市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号中「、体育指導委員」を「、スポーツ推進委員」に改める。

（天理市体育指導委員に関する規則の一部改正）

第3条 天理市体育指導委員に関する規則（昭和37年4月天理市教育委員会規則第1号）の一部を次のよ

うに改正する。

題名を次のように改める。

天理市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中「、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条から第7条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

（天理市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

第4条 天理市立学校体育施設の開放に関する規則（平成12年9月天理市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第13条」を「、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会

（平成23年9月26日揭示済）

天農委告示第11号

平成23年10月11日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成23年9月26日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について

議案第2号 その他

市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

（平成23年10月4日揭示済）

天選告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年10月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

公営企業

（平成23年9月15日揭示済）

天理市上下水道局公告第4号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年9月15日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 工事概要

- (1) 工事名 耐震補強基幹管路改良工事（8）
- (2) 工事場所 天理市川原城町・丹波市町地内
- (3) 工事概要 （仮設配管工事）

100mm～25mm仮設管布設工	L = 344.0m
(本設配管工事)	
300mmNS形鑄鉄管布設工	L = 389.9m
200mmNS形鑄鉄管布設工	L = 8.5m
150mmNS形鑄鉄管布設工	L = 1.9m
100mmNS形鑄鉄管布設工	L = 17.6m
75mmNS形鑄鉄管布設工	L = 4.8m
150mm鋼管布設工	L = 0.9m
100mm鋼管布設工	L = 7.6m
100mm ^ホ リエレン管布設工	L = 25.1m
75mm ^ホ リエレン管布設工	L = 5.7m
50mm ^ホ リエレン管布設工	L = 3.6m
(推進工事)	
600mmSP管推進工	L = 38.8m

(4) 工期 平成24年3月27日まで

(5) 予定価格 154,651,350円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り

第2 競争参加資格

(1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。

天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。

次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 新大阪エンジニアリング 奈良事務所

所在地 奈良県葛城市弁之庄324

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

局に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局1階 会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であ

っても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。

(2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。

(3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表(入札日程)

耐震補強基幹管路改良工事(8)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年9月15日(木)から 平成23年9月27日(火)まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年9月15日(木)から 平成23年9月27日(火)まで
質問書の提出期限	平成23年9月30日(金) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成23年10月7日(金)
質問書への回答日	平成23年10月7日(金)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成23年10月14日(金)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成23年10月18日(火)
入札書到着期限日	平成23年10月24日(月) 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年10月25日(火) 午前10時
くじを行う場合の日時	平成23年10月25日(火) 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成23年10月4日掲示済)

天理市上下水道局公告第5号
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年9月30日

天理市上下水道事業管理者

中谷 博

第1 工事概要

- (1) 工事名 100～150mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市三島町地内
- (3) 工事概要 (仮設工事)
 - 100mm仮設管布設工 L = 217.5m
 - 75mm仮設管布設工 L = 25.5m
 - 50mm仮設管布設工 L = 19.2m(本工事)
 - 150mmNS形鑄鉄管布設工 L = 27.0m
 - 100mmNS形鑄鉄管布設工 L = 188.8m
 - 75mmNS形鑄鉄管布設工 L = 12.5m
 - 75HIVP管布設工 L = 0.9m
 - 50HIVP管布設工 L = 0.7m
- (4) 工期 平成24年3月23日まで
- (5) 予定価格 25,849,950円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有する者）であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 建設業法の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
 - 天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成23年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
 - 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中配置できること。
 - 二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

交付場所 第3（1）に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

（1）競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

提出場所 第3（1）に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

（1）日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

（2）場 所 第3（1）に同じ。

（3）仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

質問書提出場所 第3（1）に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

（4）質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

（1）競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。

（2）入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

（3）外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

（4）前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

（1）到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

（2）入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

（1）日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

（2）場 所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局1階 会議室

第9 落札者の決定方法

（1）入札の回数は、1回とする。

（2）天理市上下水道局会計規程（平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号）第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記に

より落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 838

別表(入札日程)

100～150mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年9月30日(金)から 平成23年10月11日(火)まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年9月30日(金)から 平成23年10月11日(火)まで
質問書の提出期限	平成23年10月14日(金) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成23年10月20日(木)
質問書への回答日	平成23年10月20日(木)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成23年10月24日(月)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成23年10月28日(金)
入札書到着期限日	平成23年10月31日(月) 書留郵便にて 日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年11月1日(火) 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成23年11月1日(火) 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。